

マラウイ共和国
県教育開発計画制度化プロジェクト
実施協議報告書

平成 19 年 8 月
(2007 年)

独立行政法人 国際協力機構
マラウイ事務所

マラ事
JR
07-003

**マラウイ共和国
県教育開発計画制度化プロジェクト
実施協議報告書**

平成 19 年 8 月
(2007 年)

独立行政法人 国際協力機構
マラウイ事務所

序 文

日本国政府は、マラウイ共和国政府の要請に基づき、県教育開発計画制度化プロジェクトを実施することを決定し、独立行政法人国際協力機構がこのプロジェクトを担当することとなりました。

当機構は、本技術協力プロジェクトを開始するにあたり、平成18年5月から当機構マラウイ事務所が中心となり、要請の背景、プロジェクト実施体制、プロジェクトの基本設計、実施計画等についてマラウイと協議、確認を行い、討議議事録等関係書類の署名・交換をするに到りました。

本報告書は、今回の協議結果を結果を取りまとめたものであり、今後のプロジェクトの実施にあたって活用されることを願うものであります。

最後に、ご協力とご支援をいただいた内外の関係者の方々に深い謝意を表するとともに、引き続き一層のご支援をお願いする次第です。

平成19年8月

独立行政法人 国際協力機構
マラウイ事務所
所長 水谷 恭二

地 図



略 語 表

略語	正式名	日本語
CDSS	Community Day Secondary School	コミュニティ通学制中等学校
CIDA	Canadian International Development Agency	カナダ国際開発庁
CSS	Conventional Secondary School	国立中等学校
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
DDP	District Development Plan	県開発計画
DEM	District Education Manager	県教育事務所長
DEP	District Education Plan	県教育開発計画
DEPIP	District Education Plan Institutionalization Project	県教育開発計画制度化プロジェクト
DfID	Department for International Development	英国国際開発局
EDM	Education Divisional Manager	州教育事務所長
EMAS	Education Method Advisory Services	(教育科学技術省) 教育教授法指導サービス局
EMIS	Education Management and Information System	教育管理情報システム
GTZ	Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit	ドイツ技術協力公社
JOCV	Japan Overseas Cooperation Volunteer	青年海外協力隊
JSR	Education Sector Joint Sector Review	教育セクター合同評価
MDG	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
M&E	Monitoring and Evaluation	評価モニタリング
MGDS	Malawi Growth and Development Strategy	マラウイ成長開発戦略
MoE	Ministry of Education	マラウイ国教育省
MoEST	Ministry of Education, Science and Technology, Malawi	マラウイ国教育科学技術省
MoEVT	Ministry of Education and Vocational Training	マラウイ国教育職業訓練省
MOU	Memorandum of Understanding	覚書
MTEF	Mid Term Expenditure Framework	中期支出枠組み
NDEP	National District Education Development Plan	全国地方教育支援計画
NESP	National Education Sector Plan	国家教育計画
NSMMP	National School Mapping and Micro-planning Project	全国スクールマッピング・マイクロプランニングプロジェクト
NIPDEP	National Implementation Plan of District Education Plans	全国地方教育支援計画策定調査
OJT	On the job training	実施研修

PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
PIF	Education Sector Policy & Investment Framework	教育分野政策投資枠組み
PO	Plan of Operation	活動計画
R/D	Records of Discussions	討議議事録
SMASSE	Strengthening of Mathematics and Science in Secondary Education	中等理数科強化計画
SWAps	Sector Wide Approaches	セクターワイドアプローチ
TVM	Television Malawi	マラウイテレビ

目 次

序 文
地 図
略 語 表
目 次

第1章 要請背景	1
第2章 マラウイにおける教育分野概況	2
2 - 1 教育政策	2
2 - 2 教育行政	2
2 - 3 教育財政	3
2 - 4 教育分野における地方分権化	4
2 - 5 初等教育の現状評価	5
2 - 6 中等教育の現状	6
第3章 調査・協議の経過と概略	7
3 - 1 事前調査の目的	7
3 - 2 事前調査団の構成	7
3 - 3 調査日程	7
3 - 4 主要面談者	8
3 - 5 プロジェクト形成の経過と概略	9
第4章 事業事前評価表	14
付属資料	21
1. 討議議事録 (R/D)	23
2. JICA マラウイ事務所内事前評価対処方針会議議事録 (2006年2月1日)	39
3. 東南部地域支援事務所との協議議事録 (2006年2月8日)	41
4. 対処方針会議 (TV会議) 議事録 (2006年2月22日)	43
5. 木内行雄教育行政アドバイザーとの打合せ議事録 (2006年4月25日)	45
6. Problem and solution analysis for Post NIPDEP Project (2006年4月25日)	47
7. 教育省計画局との打合せ議事録 (2006年4月27日)	51
8. 案件形成ワークショップ議事録 (2006年5月4日)	53
9. 教育省本省関係部局との会議録 (2006年5月19日)	58
10. 事前評価 (経過報告) への人間開発部コメント (2006年6月6日)	61
11. 事前評価 (経過報告) 本部コメントへの回答 (2006年9月27日)	64

1 2.	NIPDEP 後継案件に係る教育職業訓練省計画局との会議録（2006 年 9 月 27 日）	68
1 3.	NIPDEP 後継案件事前評価本部コメントへの回答（2006 年 11 月 9 日）	70
1 4.	県教育開発計画制度化プロジェクト活動・成果概念図（2006 年 11 月 9 日）	73
1 5.	事前評価結果に係る TV 会議協議議事録（2006 年 11 月 21 日）	74
1 6.	人間開発部による DEP 策定支援プロジェクト形成に関する関係者インタビュー結果 （2006 年 11 月 29 日）	79

第1章 要請背景

教育分野の地方分権化実施のために、マラウイ共和国（以下、マラウイと記す）は2000年11月から、独立行政法人国際協力機構（JICA）を始め、カナダ国際開発庁（CIDA）、英国国際開発局（DfID）、デンマーク国際開発庁（DANIDA）、米国国際開発庁（USAID）等の協力により、「全国スクールマッピング・マイクロプランニングプロジェクト（National School Mapping and Micro-planning Project: NSMMP）」を実施した。同プロジェクトは、中央・地方教育行政官のデータ管理・分析、並びに計画策定能力の向上を目的に、教育管理情報システム（Education Management and Information System: EMIS）の強化、スクールマッピング・データベースの構築、マイクロプランニングによる県教育開発計画（District Education Plan: DEP）の作成を実施した。CIDA、DANIDA、DfID等の開発パートナーグループはコモンファンドに拠出しスクールマッピングを支援し、USAIDは専門家を派遣しEMISの強化を実施、そしてJICAはNSMMPの中でDEP作成のための技術協力を担当し、1) DEP作成のためのマニュアル整備、2) 正確な統計に基づいた現状分析とDEPの作成、3) これらの活動に必要な教育行政官の能力向上、について開発調査を実施し、2002年7月までに全国33教育県のDEPを完成した。

更に、2003年2月から2005年9月まで上記調査のフェーズ2として、JICAは「全国地方教育支援計画策定調査（National Implementation Plan of District Education Plans: NIPDEP）」を実施した。NIPDEPにおいては、NSMMPで作成したDEPが地方分権化政策進捗の過程で確実に実施され、学校（教員、生徒）、コミュニティに裨益が波及するための実施体制の提案を目的とし、全国6つの各教育行政区からパイロット県を選び、DEPのコンポーネント（学校建設、教員宿舎建設、実験室の建設、教材供与、教員研修の実施、コミュニティ啓発）の実施を調査の一環として行った。

これまでの支援により、また近年加速した地方分権化の進展に伴い、教育省及び開発パートナーにDEPの意義が十分確認されることとなった。しかしながら、地方分権化政策に対応した組織改革と行政官の能力向上を確実に実施するための教育行政システムは依然脆弱で、持続性確保のための支援が必要である。また、現在教育省が策定中の国家教育計画（National Education Sector Plan: NESP）とDEPの整合性を確保することが重要であり、この点においても制度構築の必要がある。このような背景の下、マラウイは、地方分権化を支える教育省の行政能力強化、並びにNESPと整合性を持ったDEPの継続的な改訂・更新がなされる制度構築を目的とした技術協力プロジェクトの要請を行った。

図1 DEP作成、更新の流れ

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
プロジェクト名	NSMMP			NIPDEP			DEPIP				
DEP作成・更新		★		★	★			☆	☆	☆	☆

★ 作成・更新済み ☆ 更新予定時期

第2章 マラウイにおける教育分野概況

2-1 教育政策

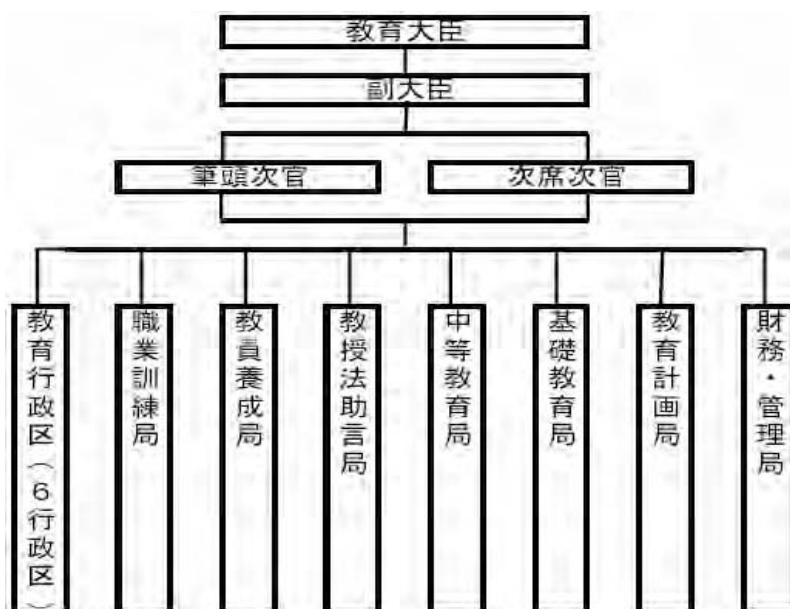
マラウイ教育セクターにおいては、教育分野政策投資フレームワーク（Education Sector Policy & Investment Framework: PIF）2000年-2012年が主要政策として掲げられている。PIFの中で、(1)教育へのアクセスの不足、(2)不公正さ、(3)教育の質の低さ、(4)ニーズに合致していない教育内容（妥当性）、(5)教育マネジメント能力の低さ、(6)計画力の低さ、(7) ニーズを満たすのに不十分な財政措置、の7つの課題が提示され、2012年までにそれぞれの課題に対し改善を図ることを目標としている。

また、PIFの目標を達成するための行動計画書である国家教育計画（NESP）の策定作業が現在 JICA も含めた開発パートナーの技術支援を受けながら行われている。

2-2 教育行政

国の教育行政は教育省が所管している。なお、事前評価調査準備を開始した2005年時点では教育省（Ministry of Education, MoE）との名称であったが、その後2006年6月の省庁改変により教育職業訓練省（Ministry of Education and Vocational Training, MoEVT）となり、2007年6月には、再度の省庁改変により教育科学技術省（Ministry of Education, Science and Technology）になる等、名称が変遷している。本報告書では右により以下、便宜的に教育省との名称で統一することとする。

図2 教育省組織図



同省は全国を北部、中東部、中西部、南東部、南西部、シレハイランドの6つの教育行政区 (Division) に区分し、それぞれに教育行政区事務所が設置されている。同事務所は全国レベルの教育行政を地方展開するための出先機関として機能している。また、各県 (District) にそれぞれ県教育事務所が置かれ県レベルの教育行政にあたっている。

また、マラウイの学校教育制度は初等教育8年間と中等教育4年間の8-4制となっている。初等教育終了時に初等学校終了証書試験 (PSLC) があり、中等教育の2年終了時及び4年終了時にそれぞれ中等ジュニア終了証書試験 (JC)、学校教育終了試験 (MSCE) がある。

2-3 教育財政

教育分野への支出は、政府及び開発パートナーによる支出を合計して1.27億ドル (2003年度) であり、GDPの7.4%にあたる。また、教育分野への政府支出は総政府予算の17.2%となっている。経常経費についてはほぼ政府によって支出されているが開発経費のほとんどは開発パートナーからの外部資金に依存している。

表1 教育予算の推移

			(単位 百万米ドル)					
			1993	1999	2000	2001	2002	2003
政府経常歳出合計(a)			383.6	315.5	439.5	531.0	456.6	529.4
教育省	政府	経常費(e)	37.8	46.6	35.6	66.3	67.3	70.9
		開発費 I	5.6	3.6	0.9	1.8	4.0	0.7
	援助機関	開発費 II	34.4	11.1	7.2	14.2	12.5	8.1
		予算外		20.6	18.7	18.5	24.1	27.2
大学	政府	(f)	8.4	7.9	10.1	9.1	13.1	16.2
その他教育機関		(g)	2.3	2.0	2.2	3.6	1.9	4.1
国内調達教育予算(b)			54.1	60.1	48.8	80.8	86.3	91.9
外部調達教育予算(c)			34.4	31.7	25.9	32.7	36.6	35.3
調達教育費合計(b)+(c)			88.5	91.8	74.7	113.5	122.9	127.2
国内調達費(e+f+g)/(a)%			12.6%	17.9%	10.9%	14.9%	18.0%	17.2%
国内調達 GDP 費(d)			3.8%	3.4%	2.9%	4.5%	4.8%	5.3%
(b)/GDP(d)%			6.3%	5.2%	4.4%	6.3%	6.9%	7.4%
GDP(IMF データ)			1412.0	1751.0	1696.0	1798.0	1786.0	1728.0
為替率(Mk/US\$)			6.6	51.8	65.9	74.4	87.1	101.2

出所：Ministry of Education.2005 Public Expenditure Review draft

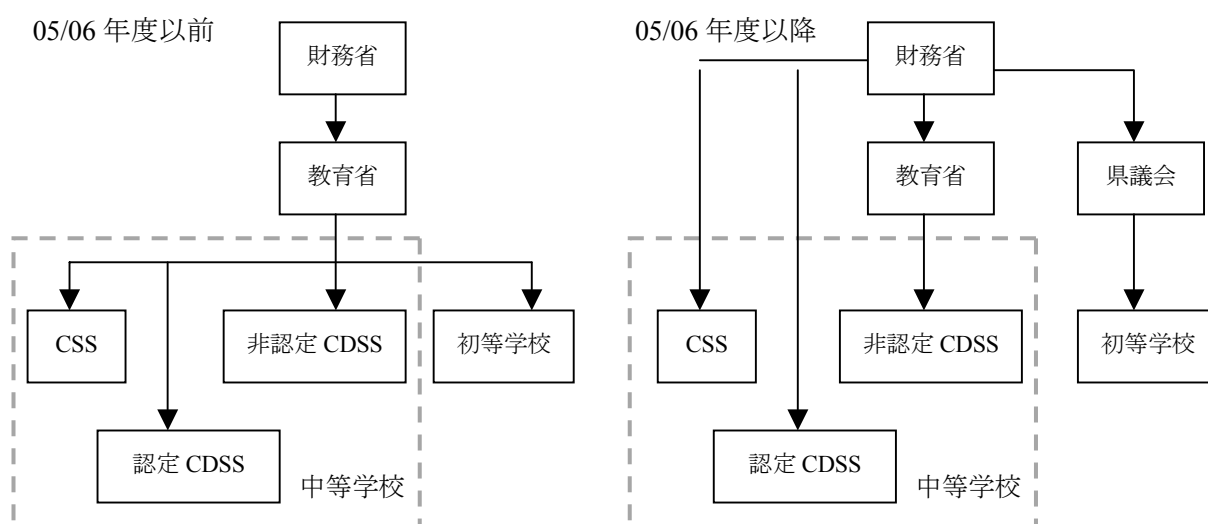
2-4 教育分野における地方分権化

1998年10月、マラウイ内閣が「国家地方分権化政策(Malawi National Decentralization Policy)」を承認して以降、マラウイは地方分権化を政策として掲げている。この政策を受け、同年、「地方政府法(Local Government Act 1998)」が交付されると共に、地方自治・地域開発省(Ministry of Local Government and Rural Development: MoLGRD)に地方分権化事務局が置かれ、同事務局は各省庁に地方分権化の推進を求めている。上記地方分権化政策により全県議会は県開発計画(District Development Plan: DDP)を作成し、同計画に沿って開発プロジェクトを実施することとなった。DDPには県レベルにおける全てのセクター開発計画が含まれることから、教育分野については各県のDEPが反映される必要があるものの、現時点では明確なガイドラインが存在せずその対応は県によって異なっている。また、そのDEPに関しても国のセクター戦略を踏まえたものとする必要があるが、十分徹底されていない状況にある。

教育セクターについては、それまで中央政府が直接関わっていた(1)就学前教育(保育園・幼稚園)、(2)初等教育、及び(3)遠隔教育の機能を県議会に移譲することが決定された。教育省は引き続きこれらの分野に関する監督、モニタリングを実施することとなるが、県議会が実施においては責任を有することとなる。

また、マラウイ会計年度05/06年度(2005年7月から2006年6月)から、国立中等学校(Conventional Secondary School: CSS)、認定コミュニティ通学制中等学校(Community Day Secondary School: CDSS)、並びに県教育事務所等¹が新たに予算作成基本ユニット(コストセンター)に指定され、これまで教育省本省が担っていた予算策定、執行権限が移譲されることとなった。一方、非認定CDSSは、現時点では教育行政区事務所により引き続き担当されている。これにより以下の通り初等及び一部中等学校における予算配賦の流れに変更が生じている。

図3 地方分権化に伴う教育予算配賦の流れの変更



上述の通り、初等教育に関しては財務省から県議会に直接予算が配賦されることとなったが、県議会²の人員、体制は脆弱であり、早急な組織強化が求められている。

¹ この他に教員養成校(TTC)、教育サービスコミッション(TSC)等がコストセンターとして指定された。

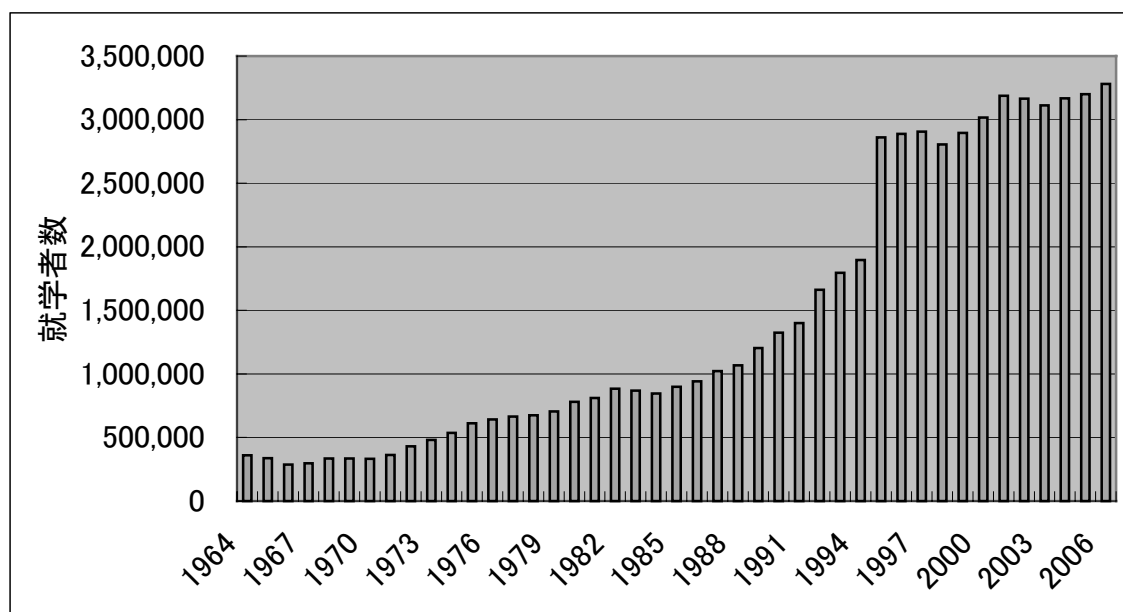
² マラウイでは権限を移譲する先の地方自治が未だ十分ではなく、2007年7月時点で県議会議員選挙は行われていず、県議会及び知事が存在していない。このため大統領府が任命している県議会の事務局の長が県行政を執行している。

2-5 初等教育の現状

マラウイにおいて初等教育は義務教育ではないが、「万人のための教育（EFA）」宣言を受け、マラウイ政府は1991年に初等教育授業料の不徴収制度を導入した。初年度に初等学校1年次をその対象とし、1994年には4年次までが授業料不徴収となったが、授業料以外に学校開発基金の徴収等の制度が残存していたことから、完全な無償化とはなっていなかった。その後、1994年に政権をとった統一民主党（UDF）が公約に掲げた初等教育無償化を導入し、就学者数が189万人（1994年）から286万人（1995年）³へと急増した。

しかしながら、この急増した生徒に対する学校（1校当たり生徒数は1:628）、教室（1教室当たり生徒数は1:107）、教員（一人当たり教員に対する児童数は1:84）、教科書の全てが不足し、拙速な初等教育の無償化により結果的に教育の質が低下することとなった。学年毎の初等教育就学者数は学年が進むにつれて急激に減少し、1年生が88万人いる一方で、初等学校の最終学年である8年生は15万人⁴しか在籍していない。

図4 初等教育就学者数の推移



³ Education Statistics 2006 (MoE)

⁴ Education Statistics 2006 (MoE)

2-6 中等教育の現状

中等学校就学者数についても、初等教育無償化（1994年）による急激な初等教育就学者数の増加の影響を受け、2000年頃から急増している。また、教育省は急増する中等教育就学者数に対応するために、1998年、中等段階の遠隔教育を提供していた全国520の遠隔教育センターをコミュニティ通学制中等学校（CDSS）に転換したことも中等教育就学者の増加に影響している。

遠隔教育センターのCDSSへの変換に伴い、遠隔教育センターで遠隔教育の補助をしていた初等学校教員免許しか有していない教員が中等学校で教鞭をとることになり、中等教育科目の理解が十分ではない多くの未資格教員が発生することとなった。

2006年の統計結果によると、全中等学校1,106校のうち、全体の約6割の627校がCDSSとなっており、これらCDSSでの有資格教員あたりの生徒数は100を超えるなど、中等教育においても教育の質の低下が問題となっている。

表2 中等学校の種類毎の教室数、就学者数、教員数（2006年）

	政府系学校				教会系	私立学校	合計
	CSS	認定 CDSS	非認定 CDSS	夜間学校			
学校数	99	325	302	35	27	318	1,106
教室数	905	1,592	1,134	158	203	1,516	5,508
就学者数	47,996	65,670	38,491	4,433	9,717	52,003	218,310
教員数	1,932	3,018	2,225	348	458	2,387	10,368
うち 有資格教員数	1,470	630	235	193	320	320	3,168
1教室あたり生徒数	1:53	1:41	1:34	1:28	1:48	1:34	1:40
1教員あたり生徒数	1:25	1:22	1:17	1:13	1:21	1:22	1:21
1有資格教員あたり生徒数	1:33	1:104	1:164	1:23	1:30	1:163	1:69

第3章 調査・協議の経過と概略

3-1 事前調査の目的

本プロジェクトは、2000年からの2度の開発調査（SMMP及びNIPDEP）の活動の延長上に要請を受けたものである。これらの活動を通じマラウイ側の「DEPの制度化及びその実施支援」というニーズはある程度確認されていたが、「技術協力プロジェクト」として活動を開始するには、プロジェクト実施の妥当性の検証及びプロジェクト内容の詳細に係るマラウイ政府との協議を行う必要があると判断されたため、事前評価調査を実施することとなった。

なお、JICA本部にて検討を行った結果、本部からの調査団は派遣せず、JICAマラウイ事務所が事前評価調査を実施することとなった。

3-2 事前調査団の構成

	氏名	分野	所属
1	水谷 恭二	総括	JICAマラウイ事務所 所長
2	内山 貴之	協力企画	JICAマラウイ事務所 所員
3	フリーダム ングウェニヤ	教育協力	JICAマラウイ事務所 在外専門調整員（教育）
4	ティウオンゲ ニヤスル	協力企画2	JICAマラウイ事務所 ナショナルスタッフ

3-3 調査日程

以下の日程で事前評価調査を実施し、PDMを始めとするプロジェクト実施計画の策定に必要な情報を収集した。また、事前評価表（案）の作成を通じプロジェクト実施の妥当性を検討し、策定した計画についてJICA本部関係者及びマラウイ関係者と協議し、内容につき合意した。

	月日	調査行程	場所
1	2月1日	JICAマラウイ事務所内事前評価対処方針会議	リロングウェ
2	2月8日	東南部アフリカ地域支援事務所との協議	ナイロビ
3	2月22日	事前評価対処方針会議（TV会議）	東京、ナイロビ、アクラ、リロングウェ
4	4月25日	木内行雄教育行政アドバイザーとの協議	リロングウェ
5	4月27日	教育省計画局との協議	リロングウェ
6	5月4日	案件形成ワークショップ開催	ブランタイヤ
7	5月19日	教育省本省関係部局との協議	リロングウェ
8	6月6日	本部からの事前評価（途中計画）に対するコメント受領	
9	6月-9月	省庁改変及び教育省計画局長離職後の後任不在により事前評価調査を一時休止	
10	9月27日	教育省計画局との協議	リロングウェ
11	9月28日	本部への事前評価調査経過報告	
12	10月11日	本部からのコメント受領	

13	10月23日	事前評価表(案)のJICAマラウイ事務所から本部への送付	
14	11月2日	本部からの事前評価表(案)へのコメント受領	
15	11月9日	本部コメントへのJICAマラウイ事務所からの回答送付	
16	11月21日	事前評価結果に係るTV会議	東京、リロングウェ
17	12月6日	R/D署名	リロングウェ

3-4 主要面談者

(1) 教育省

Mr. F. Y. Zenengeya	Principal Secretary
Dr. K. Mwale	Director of Planning department (~Aug 2006)
Dr. A. Kamlongera	Director of Planning department (Sep 2006~)
Mr. M. Makalande	Deputy Director of Planning department
Mr. C. Nyirenda	Monitoring and Evaluation Officer of Planning department
Mr. J. Khozi	Principal Planner of Planning department
Mr. S. S. Sumaisi	Principal Human Resource Officer of HRMD
Mr. Madedi	Account Officer of Finance and Administration department
Sister Dambo	Education Division Manager of South West Education Division
Mrs. H. Manda	Education Division Manager of Shire Highlands Education Division
Mr. D. M. Tringu	Senior Method Advisor of South West Education Division
Mr. F. Sakala	Education Planner of North Education Division
Mr. J. D. Mwamulima	Education Planner of Centreal East Education Division
Miss. T. Banda	Education Planner of Central West Education Division
Mr. D. Nkhoma	Education Planner of South East Education Division
Mrs. G. L. Banda	Education Planner of Southe West Education Division
Mr. M. Masache	Education Planner of Shire Highlands Education Division

(2) JICA

木内 行雄	マラウイ教育省派遣 教育行政アドバイザー
松澤余帆子	アフリカ部南部アフリカチーム
増田 知子	人間開発部課題アドバイザー
萱島 信子	人間開発部基礎教育グループ長
石原 伸一	人間開発部基礎教育グループ基礎教育第2チーム長
三田村 達宏	人間開発部基礎教育グループ基礎教育第2チーム
根本 直幸	人間開発部基礎教育グループ基礎教育第2チーム
渥美 恵里子	人間開発部教育課題支援ユニット
横関 祐見子	東南部アフリカ地域支援事務所 企画調査員
清水 一平	東南部アフリカ地域支援事務所 企画調査員

3-5 プロジェクト形成の経過と概略

上述の通り、JICA 本部にて検討を行った結果、本部からの調査団は派遣せず、JICA マラウイ事務所が事前評価調査を実施することとなった。プロジェクト形成の経過及び概略は以下の通り。

3-5-1 案件形成に係る対処方針 第1案 (2005年6月17日)

NIPDEP の後継案件となる技術協力プロジェクト形成に係り、以下の通り関係者のコメントを聴取した上で、同コメントに基づき事務所による事前評価対処方針案を作成した。

(1) NIPDEP 後継プロジェクトに係るこれまでの関係者からの提言

- ① NIPDEP 後継案件に係るモニタリング調査団の提言 (04年8月)
 - ・ DEP の継続的な更新 (毎年)・改訂 (3年に1度) 支援及びモニタリングは、教育省に在籍する教育アドバイザーが現地リソースを活用して実施することが効果的。
 - ・ NIPDEP において抽出されたパイロットプロジェクトのコンポーネントを中心として、DEP の実施を技術協力プロジェクトにて支援する。また、例えば3年間×3フェーズの計9～10年間の長期的協力が重要。
- ② 中山嘉人教育行政アドバイザー「後継案件形成の方向性・アプローチに関する一考察」(05年2月)
 - ・ 後継案件については、全国6教育行政区の教育事務所をフォーカルポイントとして、そこを中心にカスケード方式で全県を対象とするのが望ましい。
 - ・ コンポーネントについてはハードとソフトを組み合わせた混合型が望ましい。
 - ・ 案件の目標 (案)「NDEP に基づく DEP を実施するための教育行政体制及び効率的な行政執行のための組織文化が強化される。」
 - ・ 留意点としては、ドナー及び本省レベルで作成している NESP や中期支出枠組み (Mid Term Expenditure Framework: MTEF) と地方レベルから上がってくる DEP の整合性を図るメカニズムが存在していないことから、今後整理が必要。
- ③ NIPDEP コンサルタントとの打ち合わせ (05年06月)
 - ・ ハード型協力 (建設、資機材供与) とソフト型協力はどちらかではなく、組み合わせた方がより効果的。
 - ・ 一つの県に対して、少なくとも2年程度の継続した協力を行わないと効果は見込みにくい。
 - ・ NIPDEP においては、パイロット県6県における活動は、約100万米ドル/年の規模で実施。
 - ・ 地方分権化プロセスにおいては、あくまでも県 (district) が主体であり、教育行政区 (division) の役割は非常に不明確となっていることに留意すべき。(単なる本省と県との間を結ぶ情報伝達機関なのか、地方分権プロセスにおいて一翼を担うのか否か)

(2) 現時点における NIPDEP 後継案件の方向性 (案)

以上を踏まえ、以下の通り NIPDEP 後継案件の方向性 (案) を検討した。

- ① 上位目標
マラウイの教育セクターにおける地方分権化の導入・推進へ向けて地方教育行政能力が強化される。

② 案件の目標

DEP を実施するための教育行政体制が強化される。

③ 活動内容

- ・ 全県を対象とした、DEP の更新・改訂への支援
- ・ 協力対象「教育行政区」に対するモニタリング能力向上のための支援/EMIS 強化
- ・ 協力対象「県」における DEP 計画・実施能力強化

④ 協力メカニズム

- ・ 教育行政体制の強化には時間が必要であることから、協力期間は 10 年間（5 年×2 フェーズ）とする。
- ・ 1 つの県に対し複数のコンポーネントを組み合わせ、また複数年協力（2 年間を想定）を行うことが望ましいことから、一度に協力を行う県の数に 3 つに絞り込む。
- ・ 地理的バランスから北部、中部、南部よりそれぞれ 1 県ずつを選択する。
- ・ 1 つの県に対する協力は 2 年間とする。その後評価を実施し、次に協力する県を選択する。
- ・ 以上より、1 フェーズ 5 年間で 3 県×2 回=6 県が対象となる。全協力期間 10 年間で 12 県、既に NIPDEP で協力を行った 6 県を含めると、全協力期間を通じた協力対象県は 18 県となり 33 県中の半数以上をカバーすることとなる。

第 1 フェーズ (5 年間)		第 2 フェーズ (5 年間)	
2 年間 3 県対象	2 年間 3 県対象	2 年間 3 県対象	2 年間 3 県対象

3-5-2 案件形成に係る対処方針 第 2 案 (2006 年 2 月 1 日)

上記事前評価対処方針第 1 案を基に案件形成の準備を進めていたところ、人間開発部より過去 2 度開発調査を実施しすでに相当程度の投入を行っていることから、同規模の投入、開発調査と同様のアプローチ（対象県における DEP 実施支援）を後継技プロで実施することは困難との回答があった。また、これにより予算規模も相当程度縮小され（初年度で 6 千万＝専門家 1 名＋現地業務費程度）、DEP 実施支援コンポーネントの削除等案件形成の方向性を大幅に変更することが求められたため、案件形成にかかる対処方針を再検討し、以下の通り改訂した。

(1) 案件形成第 1 案作成後の NIPDEP 後継案件に係る各種コメント

1) NIPDEP 最終報告書による主な提言 (和文要約 p40)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 後継技プロは、DEP (県教育計画) 策定・実施に関する能力向上及び (教育省、県の) オーナーシップ強化を柱とすべき。② 能力向上を図る際には、「(県が DEP を) 実施しながら学ぶ」アプローチが有効。(つまり小規模プロジェクトの実施)③ 県が DEP を実施するための能力強化を目的とした小規模プロジェクトを実施する場合は、対象県を 3 県程度に絞りこむと共に、建設、研修、啓発キャンペーン等の異なるプロジェクトを組み合わせ相乗効果を図ることが有効。 |
|--|

2) 本部コメントその1 (4R/MW-019、2005年12月16日付け公電)

- ④ これまで既に8.4億円も投入を行っていることから、後継案件は投入規模、協力アプローチ等変更し、これまでの開発調査とは差別化を図る必要がある。
- ⑤ DEP改訂及び他ドナーへのマーケティング支援は他ドナー動向など外部要因に左右されるため、別案件(個別専門家派遣)として整理するのが望ましい。
- ⑥ 活動内容と案件概要表成果(3)⁵が論理的な関係にないため再考が必要。
- ⑦ 案件の目標⁶について、再整理と再検討が必要。

3) 本部コメントその2 (次長会議に併せ実施した打ち合わせ、2006年1月17日)

- ⑧ 開発調査の成果を踏まえ、何を目標しているのか、具体的な活動内容が見えない。目標実現のためのステップ、アプローチが不明確。
- ⑨ 政策面のサポートを一人の専門家で対応することは困難。また調整員であれば確保は可能だが、プロジェクトマネージャー級の人を専門家1名の公示にて確保することは無理。
- ⑩ 県での小規模プロジェクトの実施により何を達成しようとしているのか不明。開発調査と同じことをもう一度やるなら、相応の理由が必要。
- ⑪ 県レベルの建設等の小規模プロジェクト実施は他国でも全て業務実施契約で実施しており、相当の組織力が求められ直営では困難。
- ⑫ 査定予算6千万円では、専門家1名+現地活動費程度がせいぜいで、NIPDEPの成果に不可価値をつけることを目的としたら如何。
- ⑬ 将来的にはコミュニティ無償による学校建設+技協という形もあるのでは。
- ⑭ プログラム全体の整理・確認、並びにプログラムデザインの再検討も必要。

4) 木内専門家コメント (2005年12月16日付けディスカッションペーパー)

- ⑮ 国家計画であるNESPと県計画であるDEPには整合性がなければならない。DEPをNESPの各種指標を達成するための県レベルの計画書と整理する必要がある。
- ⑯ 開発調査で実施していた小規模プロジェクト(一種の資金援助)を技術協力プロジェクトで実施することは可能なのか?
- ⑰ 本省を飛び越えた形でDEPをドナーにマーケティングすることは困難。(MOUドラフトにも言及あり。)
- ⑱ 県の間での競争を促すこと(質の高いDEPを作成した県に資金をつける等)に対して教育省は否定的。平等な発展を志向している。

(2) 上記コメントを踏まえた案件形成に係る対処方針第2案

- 1) 長期的な視野に立ち、まずはプログラムの中身を再整理し、プログラムの投入要素として、今後本技プロに加えコミュニティ支援無償を導入することを検討する。
- 2) 本技プロの投入に関しては、来年度査定予算(6千万円)及び専門家リクルート状況を踏まえ

⁵ 「パイロット県の学校において、学校運営、学校記録監理、教員勤怠状況管理能力が向上する。」

⁶ 「NDEPに基づいてDEPsを実施するための教育行政体制が強化される」

ると、来年度の投入は専門家（業務調整員もしくは若手の公示専門家）1名＋現地業務費（含むローカルコンサル）にて検討を行う。

3) 「県レベルで小規模プロジェクトを実施することにより県教育行政官の能力強化を図る」活動は、1名の専門家では実施が困難であることから本技プロの活動から除外する。

4) 本技プロの目的は、DEP と NESP との整合性の構築（NDEP の改訂及び導入化）、DEP の定期的な更新、実施、モニタリング体制の構築を行うこととする。（穂積先生の活動のイメージ＝教育省計画局支援）

3-5-3 事前評価対処方針会議（TV 会議）（2006 年 2 月 22 日）

JICA 本部人間開発部、アフリカ部、東南部アフリカ地域支援事務所、マラウイ事務所が出席し、TV 会議にて本案件の形成に係る対処方針第2案事前評価の対処方針会議を実施し、活動内容に関する一層の精査が求められることが確認された。

3-5-4 案件形成ワークショップの開催（2006 年 5 月 4 日）

案件形成の対処方針内容に対する JICA 側関係者の一定程度の合意がなされたことから、先方政府との協議を開始した。2006 年 4 月 27 日に教育省計画局とキックオフ協議を行った結果、本プロジェクト形成についての教育省との協議を、本省の関係部局を対象とした会議と、教育行政区事務所を対象としたワークショップの二つに分けて実施することで合意した。

教育行政区事務所を対象とした案件形成ワークショップは、6 つある教育行政区のうちの一つである南西部教育行政区事務所と JICA が共催にて実施した。その結果、主に①教育開発計画策定・予算策定の課題（NESP と DEP、DEP と学校開発計画、それぞれの間の関係性構築、右に連動した予算策定プロセスの改善の必要性）、②モニタリング・評価システムが不在、③教育行政区教育事務所及び県教育事務所の人材不足、能力が不足している、の3つの課題が明らかとなった。

3-5-5 マラウイ教育省関係部局との案件形成に係る会議開催（2006 年 5 月 19 日）

上記教育行政区事務所対象の協議結果を踏まえ、マラウイ教育省の関係部局との案件形成に係る会議を実施した。その結果、①県能力強化が最重要課題、②中等学校向け経理担当者への研修ニーズが高い、③県レベルの経理職員の能力強化やモニタリング能力強化を実施する際には関係省庁（財務省、地方自治省）と十分に協議を行うこと、④計画局が本案件の担当部署となること、の4点が確認された。

3-5-6 省庁改変及び教育省計画局長離職後の後任不在により事前評価調査を一時休止（2006 年 6 月－9 月）

3-5-7 教育省計画局との協議（2006 年 9 月 27 日）

2006 年 7 月、8 月と本プロジェクトの実施部局である計画局の局長が不在（前任者が離任した後、後任者が配置されなかった）であったが、9 月 4 日にカマロングラ氏が計画局長に就任したため、本プロジェクト形成に係る協議を再開することとなった。

本協議により、「予算策定と結びついた DEP 策定を制度化させること」、「DEP と NESP の整合性強化」、「予算・計画策定能力の強化」の主に3点を本プロジェクトの目的として検討することで合意し

た。

3-5-8 事前評価結果に係る TV 会議（2006 年 11 月 21 日）

これまでのマラウイ側との協議及び本部との協議結果を踏まえ、人間開発部及びマラウイ事務所による TV 会議を開催し、マラウイ事務所から事前評価内容の詳細について報告、説明すると共に、人間開発部から PDM 案等に対する技術的なコメントを受けた。

3-5-9 R/D 署名（2006 年 12 月 6 日）

一連の協議を経て、プロジェクト計画及びマラウイ政府・日本政府が取るべき措置について双方合意に達したため、2006 年 12 月 6 日、JICA マラウイ事務所長及び教育省事務次官が R/D に署名・交換した。書名後の R/D は付属資料 1 を参照されたい。

第4章 事業事前評価表

1. 案件名 マラウイ共和国県教育開発計画制度化プロジェクト
2. 協力概要 (1) プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述 地方分権化において、マラウイ教育セクターの県教育開発計画の実施が効果的になされることを目的に、県教育開発計画の策定・更新制度の確立、並びに同モニタリング制度の確立を行うもの。 (2) 協力期間：2006年11月～2010年10月（4年間） (3) 協力総額（日本側）：1.93億円 (4) 協力相手先機関：教育省計画局 (5) 国内協力機関：なし (6) 裨益対象者及び規模： 直接裨益：教育省計画局、教育行政区事務所、33 県教育事務所における計画担当官 約80名 間接裨益：初等教育教員 約5万人、初等教育全生徒 約300万人
3. 協力の必要性・位置付け (1) 現状及び問題点 「国家地方分権化政策」（1998）及び「セクター分権化ガイドライン」（2001）の規程に従い、マラウイ教育セクターにおいては初等教育及び就学前教育の教育サービス機能を県議会に分散することとなっている。 その円滑な実施のために、我が国は2000年10月から開発調査「全国スクールマッピング・マイクロプランニング」（以下「マイクロプランニング」）を実施し、1) 教育統計データベース（EMIS 及びスクールマッピング）の整備、2) 正確な統計に基づいた現状分析と県教育開発計画（DEPs）の作成（マイクロプランニング）、そして、3) これらの活動に必要な教育行政官の能力向上、について支援を実施した。更に、2003年2月から2005年9月まで上記調査のフェーズ2として「全国地方教育支援計画策定調査（NIPDEP）」を実施した。 NIPDEP においては、「マイクロプランニング」で作成した DEPs が地方分権化政策進捗の過程で確実に実施され、学校（教員、生徒）、コミュニティーに裨益が波及するための実施体制の提案を目的とし、全国6の各教育行政州からパイロット県を選び、DEPs のコンポーネント（学校建設、教員宿舍建設、実験室の建設、教材供与、教員研修の実施、コミュニティ啓発）の実施を調査の一環として行った。 これまでの支援により、また近年加速した地方分権化の進展に伴い、教育省及び他開発パートナーに DEPs の意義が十分確認されることとなった。しかしながら、地方分権化政策に対応した組織改革と行政官の能力向上を確実に実施するための教育行政システムは依然脆弱で、持続性確保のための支援が必要である。また、DEPs を実際に実施するためには他開発パートナーの協力が不可欠であり、この点においても制度構築の必要がある。このような背景の下、本プロジェクトは、地方分権化を支える中央レベルの能力強化、並

びに教育省の予算のほとんどが経常経費で占められている現状において、DEPs が他開発パートナーによって活用される制度構築を目的として実施するものである。

(2) 相手国政府国家政策上の位置付け

「国家地方分権化政策」(1998)がマラウイにおける分権化全般に対する国家政策書であり、「セクター分権化ガイドライン」(2001)が教育セクターにおける分権化の方向性を位置づけている。教育職業訓練省では現在、上記方針の実施に係る「教育セクター分権化ガイドライン」の策定作業中である。

また、現在最終ドラフトが完成し、閣議承認中のマラウイ成長開発計画(MGDS)では教育を含む社会開発が主要政策として打ち出されている。同様に、現在策定作業中の「国家教育計画(NESP)」においても、「教育サービス提供に係る地方分権化を確実にすること」が初等教育セクター3つのゴールの一つ、「行政能力の向上」の最優先コンポーネントとして位置づけられている。

(3) 我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置付け(プログラムにおける位置付け)

日本の ODA 大綱と ODA 中期政策では、貧困削減と社会開発推進のために、途上国の人材育成、特に教育分野の支援に高い優先度をおいている。そして、JICA が「ダカール行動の枠組み」や国連ミレニアムサミットで採択された「ミレニアム開発目標」に呼応して定めた基礎教育における5つの重点分野のうちの3つ、「教育マネジメントの改善」、「初等・中等教育の量的拡大」、「初等・中等教育の質の向上」に本案件は位置づけられる。また、本案件は JICA マラウイ国別事業実施計画の開発課題である人的資本開発の中の「基礎教育拡充プログラムの一環」を成すものである。

4. 協力の枠組み

[主な項目]

(1) 協力の目標(アウトカム)

① 協力終了時の達成目標(プロジェクト目標)と指標・目標値

マラウイ国家教育政策及び県のニーズを反映した県教育開発計画(DEP)が33県全てにおいて更新される体制が構築される。

(指標・目標値) プロジェクトで開発したモニタリング・評価方法*に基づき、県教育開発計画更新体制を以下の視点からレーティング(数値)により評価する。

- ・ DEP 更新に係る予算措置の有無(プロジェクト開始翌年度からの予算措置)
- ・ 更新された DEP の質(作成プロセス、教育省の政策、地域ニーズとの整合性)(0-4の評価範囲で平均3以上)
- ・ プロジェクト期間中(4年間)に DEP が3度更新される。

② 協力終了後に達成が期待される目標(上位目標)と指標・目標値

マラウイ国家教育政策及び県のニーズを反映した県教育開発計画(DEP)が実施される。

(指標・目標値)

- ・ DEP の実施実績

* モニタリング・評価手法は、プロジェクト内部に設置予定のモニタリング・評価タスクフォースにより開発されるもので、プロジェクトの成果や効果を測定するための指標として、DEP 更新体制(予算、人員配置等)、本省から県にいたる教育行政官の計画策定能力、それぞれに詳細チェックリストを作成するもの。

(2) 成果（アウトプット）と活動

- ① 成果1（アウトプット）：DEP・予算策定ガイドラインが策定される。
活動：DEP更新に係る現状把握（ベースラインサーベイ）。NESP及びDDP（県開発計画）に沿ったDEP・予算策定ガイドラインの策定。ガイドラインの内容及び活用方法に係るワークショップの開催。（州教育事務所、県教育事務所対象）
（指標・目標値）
・DEP・予算策定ガイドラインの策定
・DEPガイドラインワークショップを開催し、100名以上が同ワークショップに参加する。
- ② 成果2（アウトプット）：教育省のDEP・予算策定に係るマネジメント能力が向上する。
活動：教育省計画局の能力強化を目的としたOJT及び本邦研修の実施。州教育行政官対象DEP更新及び予算策定能力強化研修の開催。DEP更新に係る計画策定。（指標・目標値）
・19名以上の教育省本省及び州教育行政官が、プロジェクト終了までに教育行政能力強化を目的とした研修に参加する。
- ③ 成果3（アウトプット）：県教育計画官のDEP更新および予算策定に係る能力の向上。
活動：教育行政区毎に州教育行政官による県教育行政官に対する研修実施。DEP更新ワークショップの開催。
（指標・目標値）
・プロジェクト期間中にDEP更新ワークショップが3度開催され、33県以上のDEPが更新される。
・33名以上の県教育行政官が、プロジェクト終了までに教育行政能力強化を目的とした研修に参加する。
- ④ 成果4（アウトプット）：DEPモニタリング・評価制度が構築される。
活動：DEPに係るモニタリング・評価方針の策定及びDEPモニタリング・評価ツールの作成。モニタリング・評価に係る本省、州教育事務所、県教育事務所のベースライン調査の実施。モニタリング・評価に係る研修の実施。
（指標・目標値）
・DEPのモニタリング・評価ツールが開発される。
・モニタリング・評価研修が本省、州、県レベルでそれぞれ1度以上実施される。
- ⑤ 成果5（アウトプット）：DEPIPの活動が広く広報される。
活動：プロジェクト活動に係る各種広報活動（ニュースレター、ウェブサイト開設等）の実施。更新されたDEPの他ドナーへの周知。
（指標・目標値）
・DEPIPニュースレターが四半期毎に1度発行される。
・ウェブサイトが開設される。

(3) 投入（インプット）

- ① 日本側（総額 1.93億円）
ア）長期専門家（業務調整） 1名 62,000千円
（1年次：1M/M、2年次：12M/M、3年次：12M/M、4年次：12M/M、5年次：6M/M）
イ）短期専門家（モニタリング・評価）1名 30,000千円
（2年次：3M/M、3年次：1.5M/M、4年次：1.5M/M、5年次：1.5M/M）

ウ) ローカルコンサルタント（県別教育開発計画） 1名 21,000千円
（1年次：4M/M、2年次：12M/M、3年次：12M/M、4年次：12M/M、5年次：6M/M）

エ) 機材供与

車輛2台 10,000千円

州教育事務所及び県教育事務所向け事務機器 10,000千円

オ) 現地業務費 30,000千円

DEP更新ワークショップ開催

プロジェクト運営経費（出張旅費、広報他）

カ) 本邦研修（教育行政強化） 30,000千円

② マラウイ側

カウンターパート人件費

JICA 専門家執務室、スタッフ人件費

DEP更新ワークショップ開催に係る経常経費（プロジェクト期間中に徐々に負担額を増加）

(4) 外部要因（満たされるべき外部条件）

① 前提条件

地方分権化の方針が継続される。

② 成果（アウトプット）達成のための外部条件

能力が向上した教育行政官の8割が継続的に業務に従事する。

③ プロジェクト目標達成のための外部条件

マラウイ政府が教育セクターに対する予算規模を維持もしくは増加させる。

マラウイ教育職業訓練省がDEP更新に係る予算規模を維持もしくは増加させる。

④ 上位目標達成のための外部条件

他ドナーのマラウイ教育セクターに対する支援が維持もしくは増加される。

5. 評価5項目による評価結果

(1) 妥当性

この案件は以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

- ・ 「3. 協力の必要性・位置づけ」で述べたように、地方分権化の推進はマラウイの国家政策であり、教育セクターにおけるセクター戦略書においても教育セクターにおける地方分権化の確実な実施の必要性が表明されている。
- ・ 教育セクターにおける地方分権化は、2005年より経常経費及び一部開発予算が直接県議会に配賦される一方で、明確な予算策定及び教育開発計画策定に係るガイドラインが不在であること、並びに県議会の人的不足、能力の限界の問題が、大きな課題として教育職業訓練省及びドナーコミュニティにおいて認識されているため、ガイドライン策定の能力強化を目的とした本案件のアプローチは適切であると判断される。
- ・ マラウイ JICA 国別事業実施計画においても、教育を含めた人的資源開発が重点分野と位置づけられている。
- ・ またこの分野は、過去の2度の開発調査の経験を十分に活用できるという意味からも、我が国が協力をを行う妥当性は高い。

(2) 有効性

この案件は以下の理由から有効性を見込むことができる。

- ・ 教育職業訓練省計画局、州教育事務所、33 県教育事務所における計画担当官およそ 50 名をターゲットグループとし、彼らの計画能力の向上が指標として設定され、またその指標をモニタリングする方法論もプロジェクトに組み込まれており、プロジェクト目標の設定は明確である。
- ・ 地方分権化政策の下で効果的な教育行政を行うためには、国家セクター計画と地方のニーズを反映した DEP 作成が不可欠である。既に 2 度に渡る開発調査により試行的な DEP 策定が行われており、特に同開発調査でパイロット州となった県教育行政官は基本的な研修を受けている。本プロジェクトにより過去の開発調査の経験、提言を教育省の政策としてガイドライン化し、併せて予算との関連性の構築、モニタリング・評価制度の構築を行うことにより、プロジェクト目標である恒常的な DEP 更新の定着を図ることに結びつくものと期待できる。
- ・ 外部条件である「政府が DEP 改訂に伴う予算措置を行う」は本プロジェクトカウンターパートである教育職業訓練省計画の本案件に対するオーナーシップ、コミットメントが高いことから満たされる可能性が高い。
- ・ 以上述べた点から、マラウイ国家教育政策及び県のニーズを反映した県教育開発計画 (DEP) が 33 県全てにおいて更新される体制の構築は、ガイドラインの策定、DEP 更新ワークショップの開催、県教育行政官への研修実施、及び DEP モニタリング・評価制度構築の 4 つの手段を講じることによって、達成可能であると判断される。

(3) 効率性

この案件は以下の理由から効率的な実施を見込むことができる。

- ・ 本邦からの長期専門家は 1 名であり、DEP 更新ワークショップのアレンジや各種調整業務はローカルコンサルタントを雇用して実施する予定である。
- ・ 全国から県教育行政官を首都に招聘するのではなく、6 つある教育行政区毎のワークショップを計画しており、宿泊費や交通費その他の経常経費の節減が可能である。
- ・ 本プロジェクトは当初より全国を対象としている。県教育開発計画の質の向上及び県教育行政官の能力向上が図られることにより、地方分権化の対象となっている初等教育の質向上が図られれば、全国の約 300 万人の初等学校生徒に裨益効果が波及すると考えられ、本プロジェクトの費用対効果は高い。

(4) インパクト

この案件のインパクトは以下のように予測することができる。

- ・ 上位目標である「マラウイ国家教育政策及び県のニーズを反映した県教育開発計画 (DEP) が実施される」に関しては、質の高い DEP が毎年更新されれば、現在立ち上げ準備中のセクター財政支援及び他ドナーの協力が DEP を支援するものとなり、プロジェクト終了後 3-5 年後には一定程度実現することが見込まれる。そのためには本プロジェクトの成果を踏まえ、我が国もノンプロ無償やコミュニティ支援無償等の追加支援を検討することが望まれている。
- ・ 外部条件は、「他ドナーのマラウイ教育セクターに対する支援が維持される」「マラウイ政府の教育セクターに対するコミットメントが維持される」であるが、MDG 達成へのマラウイ政府及び各ドナーのコミットメントや閣議承認中のマラウイ成長開発戦略 (Malawi Growth

and Development Strategy: MGDS) の内容を踏まえると、他ドナーの教育セクターに対する支援は維持され、マラウイ政府の教育セクターに対する支援も維持されると見込まれる。

(5) 自立発展性

以下のとおり、本案件による効果は相手国政府によりプロジェクト終了後も継続されるものと見込まれる。

- ・ 本案件は、県別教育開発計画の制度化及び県教育行政官の能力強化を通じてマラウイ政府が進めている地方分権化政策の支援を行うものであり、マラウイ側の政策・制度支援へのコミットメントは高い。また、現在策定作業中の国家セクター戦略書である「国家教育計画 (NESP)」においても地方分権化の定着が重要なコンポーネントの一つとなっており、継続的な政府予算確保が期待できる。
- ・ 現在マラウイ教育セクターではセクターワイドアプローチ (Sector Wide Approaches: SWAs) が準備中であり、全てのドナーが、現在策定中の国家セクター戦略書が承認された後は原則として同戦略の実現に注力することを表明している。本案件により、県別教育開発計画が地方のニーズを反映し、かつ国家セクター戦略書で掲げる各目標達成に資するものであれば、プロジェクト終了後も継続した他ドナーからの支援が期待できる。
- ・ 自立発展性の確保のためには、相手国関係者のプロジェクトに対するオーナーシップが重要であるが、過去の二度の開発調査により研修を受けた行政官が本省のカウンターパート部署である計画局に異動していることから、本案件では当初より計画局を中心に事業を進め、JICA はあくまで支援者としてプロジェクト目標の達成を目指す戦略を取る予定である。このような取り組みによってオーナーシップの高まりが期待でき、協力終了後の効果の継続的な発現が期待される。

6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

本案件は地方分権化を通じ最終的には初等教育のサービスの向上を目指すものであり、既に高い初等教育就学率を達成したマラウイにおいて、同サービス向上により貧困緩和が見込まれる。

7. 過去の類似案件からの教訓の活用

類似案件の有無：有

マラウイではドナーによる過度の日当支払いや安価な公務員給与等の事情により、研修参加者が日当を要求することが当然となっており、また予算不足を理由としたドナーによる運営経費の負担も多く見られている。過去の類似案件では、このような慣行に与することなく、研修参加を目的とした日当の支払いに対し断固とした態度を示し、またマラウイ教育省に経常経費負担を求めたところ、マラウイが日当及び経常経費の支払いに理解を示した。本案件においても、持続性の観点から同様のアプローチを取る予定。

8. 今後の評価計画

- ・ 中間評価 2008年12月頃
- ・ 終了時評価 2010年4月頃
- ・ 事後評価 協力終了3年後を目処に実施予定